

## 令和8年度 大阪府子ども家庭審議会における子ども・若者当事者委員 公募実施要領

大阪府福祉部子ども家庭局では、大阪府子ども家庭審議会における子ども・若者当事者委員の公募を次のとおり実施します。

### 第1 募集の目的

こども基本法においては、全ての子ども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることとされています。

このため、大阪府においては、子ども・若者当事者の政策決定過程への参画を促進することを目的に、「大阪府子ども家庭審議会」（以下、「審議会」という。）において、子ども・若者当事者（以下、「子ども・若者当事者委員」という。）を選任することとします。

### 第2 公募人数及び任期

- 1 公募により選任する子ども・若者当事者委員は2名程度とします。
- 2 任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとします。

### 第3 条件等

子ども・若者当事者委員には大阪府の規程に基づき、報酬及び交通費を支給します。

（参考：令和7年度） 報酬：日額9,800円 交通費：実費弁償

### 第4 応募資格

次に掲げる要件のいずれも満たすことが必要です。

- 1 令和8年3月31日現在、満18歳以上満24歳未満の府内在住者であること。
- 2 年複数回、平日に開催する審議会（2時間程度）に出席できる見込みがあること。
- 3 府からの案内や資料を電子メール（ワード、エクセル等）で受け取ることのできる環境があること。

### 第5 募集期間

募集期間は、令和8年3月2日から令和8年3月16日までとします。

### 第6 募集資料の公表方法

募集資料の公表は、次に掲げる方法によるものとします。

- 1 府のホームページへの掲載
- 2 報道機関への発表

## 第7 応募方法

子ども・若者当事者委員への就任を希望する方は、次の内容について、大阪府行政オンラインシステムを利用し、直接入力することにより、応募してください。

(行政オンラインシステム )

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/3e4bd3d4-cec5-4019-bba9-ec8159cdce2e/start>



- 1 応募理由
- 2 課題作文 400～800 字程度

『大阪府子ども計画』を読んで、大阪府の子ども・若者支援について考えたことや思ったこと。

- 3 その他応募事項

氏名（ふりがな）、生年月日（年齢）、住所、電話番号、学校名等、メールアドレス

(注意事項) 応募理由及び課題作文の作成に当たり、生成AIを用いることは禁止します。

## 第8 選考

第7で定める課題による一次選考及び一次選考通過者に対する面接による二次選考を実施します。

## 第9 決定の通知

第8による決定の結果は、第二次選考終了後、応募者全員に通知します。

## 第10 個人情報の取扱い

公募により知り得た個人情報は、本公募及び審議会の運営事務以外に使用することはありません。

## 第11 問合せ先

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 6階

大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 調整グループ

電話：06-6944-6677